

## 安中市の後援・共催・市長賞等交付申請の手引き

市民団体や企業、行政機関等（以下「市民団体等」という。）によるさまざまな事業に対して安中市（行政）が応援する形として「後援」と「共催」があります。

### 1 「後援」「共催」「市長賞」について

安中市の「後援」「共催」の定義は、それぞれ、以下のとおりです。

#### （1）後援

市民団体等が企画した事業の趣旨に賛同し、又は事業の開催を支援するために安中市の名義の使用を認めることをいいます。広報紙への掲載など、軽微な範囲での協力は可能です。

#### （2）共催

安中市の名義の使用を認めるとともに必要な協力を行うことをいいます。

#### （3）対象団体

以下の①又は②の要件を満たす団体等を対象とします。

- ① 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関
- ② 公益的な法人又はこれに準ずる団体
- ③ 文化芸術の振興等に寄与する意思を有する団体

#### （4）対象事業

次に掲げる要件を満たす事業を対象とします。

- ① 営利を目的としないもの
- ② 政治的又は宗教的な目的を有しないもの
- ③ 広く市民生活に有益と認められるもの
- ④ 文化芸術の振興等に寄与すると認められるもの
- ⑤ 公序良俗に反するおそれのないもの
- ⑥ 事業の実施、安全対策及び経費負担について、事業主催者が責任をもって行えるもの
- ⑦ 市が後援等を行う事業として適切なもの

#### （5）市長賞交付

安中市の後援又は共催を受ける事業で、以下に定める要件を満たす事業に対し、安中市市長賞を交付しています。交付する市長賞は原則として1事業につき1件とし、賞状やトロフィー、楯などの賞品の贈呈をもって行います。なお、贈呈する賞状は、原則、秘書課所定の用紙を使用します。

- ① 定期的開催されること。
- ② 営利を目的としないこと。
- ③ 参加者のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が、原則として10名以上いること。

## 2 ポスターやチラシ等への表記方法

ポスター、チラシ、ウェブサイト等に記載する場合、それぞれ、次のように記載をお願いします。

※〇〇〇＝主催団体（申請団体）の名前

### (1) 後援

主催：〇〇〇

後援：安中市

### (2) 共催

#### ① 企画の初期段階から市民団体等と市が協働で取り組むような場合

「主催：〇〇〇、安中市」又は「主催：安中市、〇〇〇」

#### ② 市民団体等が事業の大枠を決めてから市に共催を申請するような場合

主催：〇〇〇

共催：安中市

※なお、主催、共催、後援が同時に存在する場合の記載例は以下のとおりです。

主催：〇〇〇

共催：・・・・・・・・

後援：・・・・・・・・

## 3 申請手続き

安中市の「後援」「共催」「市長賞等交付」を希望するときは、所定の書式に必要事項を記載した「申請書」を提出していただきます。申請書内の「後援」「共催」のどちらかを円で囲んでください（必要に応じて「市長賞交付」を円で囲んでください）。市長賞を希望する場合は、賞の名称・数量等を記入してください。

なお、教育委員会の後援・共催の手続きは、教育委員会への申請が必要となりますので、ご注意ください。

### (1) 時期

原則として事業を実施する日(事業に係る募集を行う場合は、当該募集を開始する日)の2週間前までに申請してください。申請の受付は随時行っています。ただし、申請を受け付けてから、後援・共催が決まるまでに1週間程度かかり、その間は、ポスター等に「安中市」の名前を載せることができませんので、事業の実施が決まったら、なるべく早めの手続きをお願いいたします。

### (2) 窓口

秘書課にご相談ください。

### (3) 提出書類

「安中市後援等承認申請書」に必要事項を記載し、添付書類とともに秘書課に書面又はメールで提出してください。（メールの場合は送信後、秘書課までご連絡下さい。）また、団体の規約又は会則や活動実績等がわかる資料、事業実施計画書などがありましたら併せて提出してください。

※押印は不要です。

(4) 申請の受付から決定まで

申請を受け付けてから1週間前後で、後援・共催・市長賞交付の可否を決定し、その結果を書面でお知らせします。

(5) 事業の変更や中止の際の手続き

開催時期など内容を変更されるときは、「後援等事業変更報告書」により、中止されたときは、「後援等事業実施報告書」により、それぞれ書面又はメールでご報告をいただきますようお願いいたします。

(6) 事業終了後の手続き

事業を終了したときは、「安中市後援等事業実施報告書」及び事業に関する書類（決算書等）を秘書課に書面又はメールで提出してください。

#### 4 市ホームページについて

市ホームページの中に後援・共催の申請について掲載しています。

こちらから申請手続きに必要な書類の電子データをダウンロードが可能です。

- ① 安中市ホームページの行政部門を選択
- ② 企画政策部秘書課を選択
- ③ 後援申請・報告書について、ご確認ください

お問合せ

〒379-0192

安中市安中一丁目23-13

安中市企画政策部秘書課秘書係

電話：027-382-1111（内線1012）

メール：hisyo@city.annaka.lg.jp